

袋井市うみてらす DORI にぎわい創出事業補助金 募集要領

募集期間：2026（令和8）年7月3日（金）～7月24日（金）

2026（令和8）年7月

袋井市 スポーツ文化観光部 スポーツ政策課

1 概要

袋井市では、「袋井市海のにぎわい創出ビジョン」の実現に向けて、2023（令和5）年3月に「海のにぎわい創出プロジェクト基本計画」を策定しました。

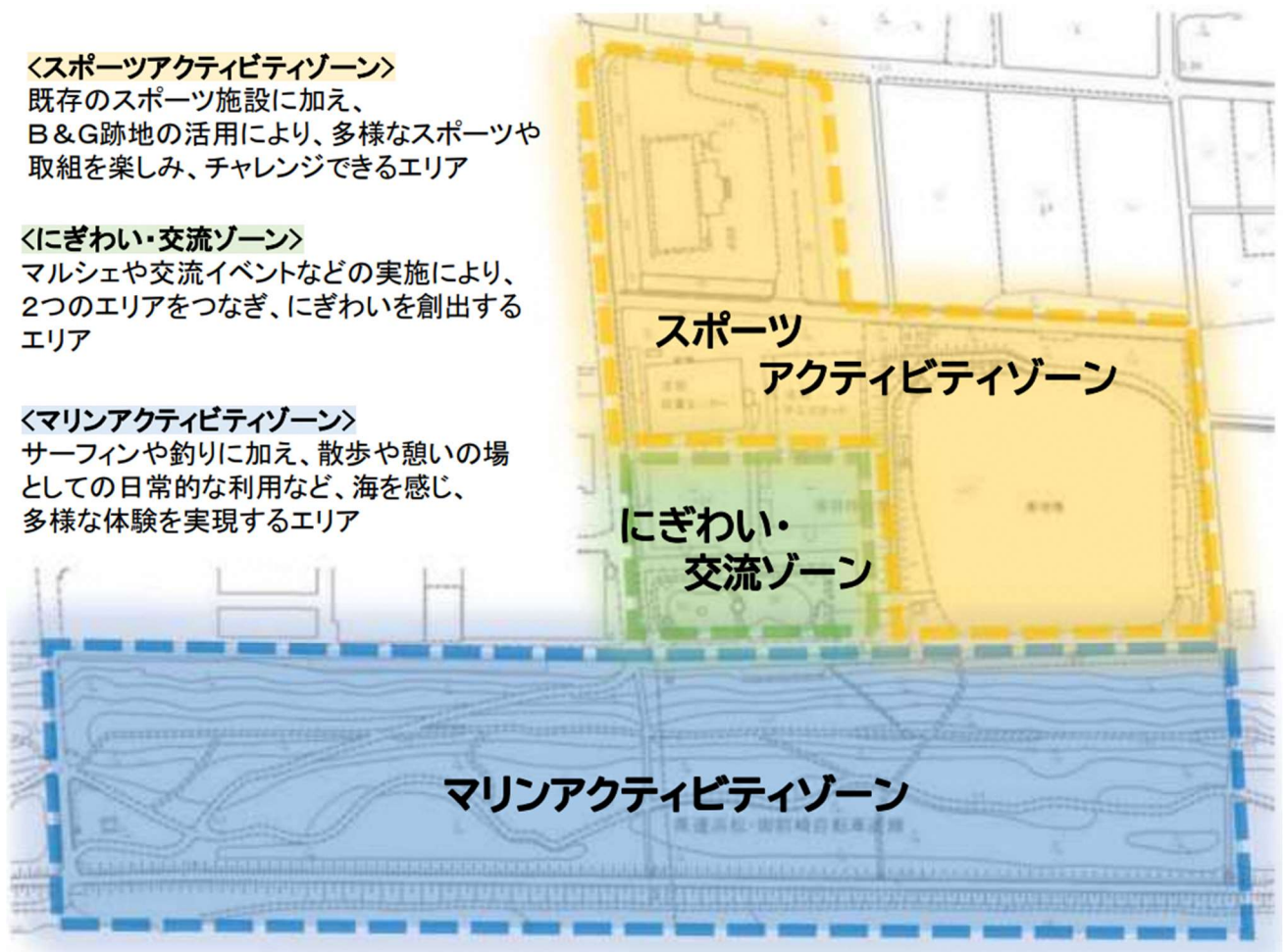
基本計画は、同笠エリア（※）の整備方針に基づき、2023（令和5）～2027（令和9）年度に実施予定の環境整備事業について、整理したものです。

計画に基づき、休憩交流施設やRVパーク、芝生広場の一体化や、段床スペース、海辺の駐車場などこれまで環境整備を進めてきました。

整備したエリアに「うみてらすDOR I」という愛称をつけ、同笠エリアのにぎわいの拠点となることを目指しています。

本補助事業は、うみてらすDOR Iを持続可能なにぎわいの拠点とするため、当該エリアでの民間企業や任意団体による自発的なイベント開催を支援するものです。

※同笠エリア（うみてらすDOR I）の各ゾーニングについて（基本計画より抜粋）



2 補助対象者

- (1) 営利を主目的としていない者。ただし、地域振興や観光促進に資することが明確な営利事業者については対象とする。
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成 23 年袋井市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに該当する者が、役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - オ アからウまでに該当する者が、事実上経営に参画している者

3 補助対象事業及び補助対象期間

補助対象事業は、補助対象者が、2026（令和 8）年 8 月以後にうみてらす DOR I にて行うイベントであって、次のいずれかに該当する事業とする。

また、補助対象期間は、補助金交付決定の日から 2027（令和 9）年 3 月 22 日（月）までとする。

- (1) うみてらす DOR I の魅力発信・観光誘客を目的とするイベント
- (2) 地域住民の交流・生活支援・防災意識向上を目的とするイベント
- (3) マリンスポーツ等の体験型イベント（安全対策が整備されているもの）
- (4) 環境保全・海岸清掃等の啓発活動を含むイベント
- (5) その他市長が認めるイベント

※政治団体の活動、神社、寺院等の宗教行事に関連するもの、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの及びその他市長が不相当と認めるものについては、補助対象事業としない。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要なかつ妥当と認められるものであって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 手数料
- (3) 人件費・報酬（イベントの実施に直接支出するものに限る。）
- (4) 広報費・印刷製本費
- (5) 保険料
- (6) 消耗品費
- (7) その他市長が特に認める経費

5 補助率及び補助金額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額と補助対象事業に係る経費から他の補助金、寄付金、出展料等の収入を差し引いた額を比較して、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

補助金の交付は、同一年度、1団体につき、1回とし、予算の範囲内とする。

（補助金交付額の例）

- ・ 50万円（事業費）×1/2（補助率）=25万円 →補助金交付額 20万円（補助上限額）
- ・ 30万円（事業費）×1/2（補助率）=15万円 →補助金交付額 15万円

6 募集期間

補助金の募集期間は次の期間とし、補助金の交付を受けようとするものは、必要書類を提出するものとする。また、予算額に残額が見込まれる場合には、随時募集に切り替えるものとする。

（1）募集期間 2026（令和8）年7月3日（金）～7月24日（金）

（2）必要書類

- ① うみてらすDORIにぎわい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ その他市長が必要と認める書類（任意様式：企画書や集客目標人数、スケジュールなど）

（3）申請方法

必要書類を袋井市スポーツ文化観光部スポーツ政策課（市役所2階）へメールまたは持参・郵送で提出する。（募集期間内に必着とする）

7 審査（選考）

補助金の交付にあたっては、申請書類等により事業内容、集客性等を審査し、補助対象事業を決定する。なお、予算額を上回る申請があった場合には、審査基準に則り採点を行い、得点の上位の順に補助対象事業を選考する。

（審査基準）

評 価 区 分	
にぎわい創出効果等	・ イベントが、対象地域のにぎわい創出に資する取組であるか ・ 集客性があるか、地域の活性化につながっているか
事業の企画内容	・ 企画内容に話題性や魅力があり、市民等が参加したいと思うようなイベントになっているか ・ イベントの告知や集客は工夫されているか
計画の妥当性	・ イベントの安全性が確保されているか ・ 事業遂行可能な組織体制となっているか

	・事業実施のスケジュールは妥当か
事業費用の妥当性	・金額が適正であるか
継続性・自走化の計画	・補助事業終了後も、自立・継続していく計画がされているか

事業計画書等に対する評価区分は、次の基準で採点し、比重に応じて配点する。

採点	採点基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通・標準
2	劣る
1	著しく劣る

8 交付条件

補助金の交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助対象事業に関する主催者の広報物には、「うみてらすDORI にぎわい創出事業」の表記をすること。
- (2) 袋井市うみてらすDORI にぎわい創出事業補助金交付要綱及び袋井市補助金等交付規則を遵守すること。

9 手続きの手順

補助金の交付を受けるために必要な手順は以下のとおり。

申請者	市
1 交付申請 (必要書類) ・うみてらす DORI にぎわい創出事業補助金交付申請書(様式第1号) ・事業計画書(様式第2号) ・収支予算書(様式第3号) ・その他市長が必要と認める書類(任意様式:企画書や集客目標人数、スケジュールなど)	
	2 審査(選考)
	3 交付決定 ・うみてらすDORI にぎわい創出事業補助金交付決定通知書(様式第4号)
4 事業実施 ★広告物に「うみてらす DORI にぎわい創出事業」の表記	

5 実績報告書 イベント終了後 30 日以内または交付決定年度の 3 月末日のいずれか早い日までに報告 ・うみてらすDOR I にぎわい創出事業補助金実 績報告書（様式第 7 号） ・事業報告書（様式第 8 号） ・収支決算書（様式第 3 号） ・補助対象経費の領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類（任意様式）	
	6 審査
	7 交付確定 ・うみてらすDOR I にぎわい創出事業補助金交 付確定通知書（様式第 9 号）
8 請求 交付確定後 10 日以内に請求 ・請求書（様式第 10 号）	
	9 振り込み

※交付の決定を受けたものが、申請内容の変更（交付決定額の 10%以内の軽微な変更を除く）をしようとするときは、「うみてらすDOR I にぎわい創出事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）」「変更事業計画書（様式第 2 号）」「変更収支予算書（様式第 3 号）」「その他市長が必要と認める書類（任意様式）」を提出する。

10 その他

イベントの実施にあたっては、使用するエリアや場所によって、使用申請や相談先などが異なりますので、事前にご相談ください。

使用するエリア	場所	使用申請や相談先	連絡先
スポーツアクティビティゾーン	体育館、球技場、テニスコート、RVパーク	袋井市スポーツ政策課 （施設の空き状況や使用申請は、浅羽体育センターへお問合せください）	スポーツ政策課 0538-44-3139
にぎわい・交流ゾーン	芝生広場、休憩交流施設		浅羽体育センター 0538-23-4812
マリンアクティビティゾーン	段床スペース、海辺の駐車場	袋井市維持管理課	0538-44-3165
砂浜	砂浜	静岡県袋井土木事務所 維持管理課	0538-42-3215

11 申請先・問い合わせ先

袋井市 スポーツ文化観光部 スポーツ政策課 スポーツ推進係
 〒437-8666 袋井市新屋 1 丁目 1 番地の 1
 電 話 0538-44-3139
 メール sports@city.fukuroi.shizuoka.jp